

多摩テクノプラザでは、EMCサイトでCEマーキング取得のためのEMC指令対応測定を行うことができます。

CE マーキングとは

CE マーキングとは、製品が EU（欧州連合）の EC 指令に適合していることを表明するものです。EU 加盟国で輸入・販売する際に、製品への表示が義務付けられています。

EC 指令には、EMC 指令、低電圧指令、機械指令などがあります。

EC 指令

EC 指令には、要求事項への適合性評価手順（モジュール）が定められており、A～H まで 8 種類あります。製造業社自身が適合宣言書を作成し、製品に CE マークを添付するという手順（図 1）は、大体のモジュールで共通です。

EC 指令に適合していれば、自己宣言して CE マーキングを表示することが可能です。

多くの場合、製品に関して、次の 2 通りの方法により自己宣言を行っています。

- ①モジュール A：製造業者自身が指令に適合していることを確認し、自己宣言する方法
- ②モジュール Aa：モジュール A の試験を外部の認証機関で実施し、その証明書を基に自己宣言する方法

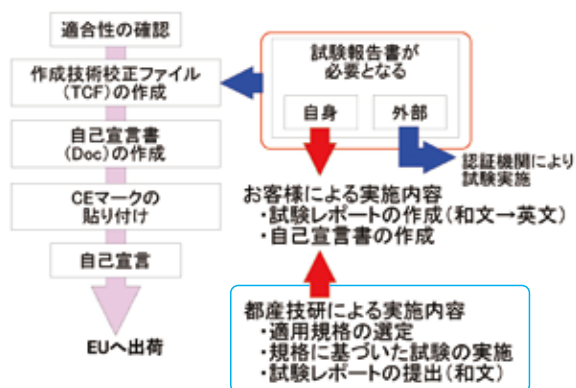


図 1 EC指令自己宣言の手順

EMC 指令への対応

多摩テクノプラザでは、EC 指令の中の EMC 指令で要求される試験を一通り実施できます。表 1、表 2 にその一例を示します。

表 1 EN61000-6-4工業環境でのエミッション

規格名称	規格番号
放射エミッション測定	EN55016-2-3
伝導エミッション（電源）	EN55016-2-1 EN55016-1-2
伝導エミッション（通信）	EN55022

表 2 EN61000-6-2工業環境でのイミュニティ

規格名称	規格番号
静電気放射イミュニティ試験	EN61000-4-2
無線周波数、電磁界イミュニティ試験	EN61000-4-3
電氣的ファストトランジェント/バーストイミュニティ試験	EN61000-4-4
サージイミュニティ試験	EN61000-4-5
無線周波数界で誘導された伝導妨害に対するイミュニティ	EN61000-4-6
電源周波数磁界イミュニティ試験	EN61000-4-8
電圧ディップ、停電及び電圧変動イミュニティ試験	EN61000-4-11

ご利用に当たって

EMC 指令対応の試験内容の説明から、試験実施、試験報告書の発行まで、一貫したサービスを提供します（報告書は和文）。

また、試験中に不要放射が規格値をオーバーした場合やノイズにより試験品が誤動作してしまった場合の対策支援も行います。

多摩テクノプラザ 電子・機械グループ

高橋 文緒 TEL 042-500-1263

E-mail: takahashi.fumio@iri-tokyo.jp